

審判申立書

日本聖公会京都教区審判廷
審判長主教 ステパノ 高地敬 殿

(1) 申立人

〒410-0038 沼津市三芳町 3-14
横浜教区 沼津聖ヨハネ教会 司祭 ヨハネ 鎌田 雄輝
大阪教区 大阪聖ヨハネ教会 コンスタンチヌス 村岡 利幸
〒116-0003 東京都荒川区南千住 5-21-16
東京教区 千住基督教会 司祭 イマニュエル 木下 量熙

(2) 代理人

〒410-0038 沼津市三芳町 3-14
横浜教区 沼津聖ヨハネ教会 司祭 ヨハネ 鎌田 雄輝

(3) 被申立人

〒917-0072 小浜市千種 2-9-22
京都教区 小浜聖ルカ教会 司祭 ヨハネ 古賀 久幸

わたしたちは、被申立人 〒917-0072 小浜市千種 2-9-22 司祭ヨハネ古賀久幸について、
下記の事由により、日本聖公会法規に基づく懲戒審判の申立をいたします。

(4) 懲戒の事由である事実

- 1 児童虐待の訴えを受けた常置委員の一人として被害者の言い分を一度も聞かずに訴えを退け、
加害者である原田文雄司祭の犯行事実の隠ぺいに協力し、裁判において被害者を攻撃した事実。

2001年4月8日から6月15日まで、京都教区常置委員会は児童虐待による PTSD 被害の
訴えを受け、加害者とされた原田文雄司祭の処遇について審議した。

被申立人は弁護士に相談したにも関わらず、一度も被害者との面談或いは聞き取りをしなかった。
同年4月17日、被申立人が出席した常置委員会において、児童虐待加害者である原田文雄司祭は
加害事実を一部認めた。

同年4月20日、被申立人は、訴えた被害者に被害妄想が見られないか精神科医に相談したが、
被害者本人がいないのに判定できないと診断医から指摘されたのに、本人を呼んで調べなかった。
これは精神科医の推測を用いて被害者を被害妄想の精神病患者に仕立てようとする偽装工作である。

また、児童虐待の加害者である原田文雄司祭がウソを言っていないという報告を主教に行った。これは精神科医の判断を曲げている。報告により、主教は加害司祭を不問とする決定に傾いた。精神科医にどのような診断を求めたかについては、被申立人自身が現在被害者側に説明しているが、その説明には事実ではないことが書かれている。公正さを求めたような行動を描写しているが、事実にはなく、実際は主教に対しても虚偽の報告を行っていた。

2001年6月12日、児童虐待の被害者は原田文雄司祭を民事裁判で訴えた。

(民事裁判 事件番号 奈良地方裁判所葛城支部平成13年(ワ)第193号)

被申立人は、同年4月17日の常置委員会にて、原田文雄司祭が一部自供したにも関わらず、事実無根を主張する原田司祭に同調して裁判に臨んだ。

児童虐待については幾つもの明白な証拠があるにも関わらず、加害者原田文雄司祭は裁判において非常識な論理を用いて加害を否定する主張を行った。被申立人は加害者の非常識な主張を支持しつつ、加害者側の証拠を補完して加害者原田文雄に協力した。

加害者は被害者を誹謗中傷する主張をしたが、これに同意した。裁判所では被害者の父親に挑発的な言動を示し、敵意を表した。民事裁判は2005年7月19日まで続いたが態度を変えなかった。

(5) 申立の趣旨

2001年4月から2005年7月19日までの被申立人の行為は、同僚である原田文雄司祭の悪事を隠蔽する意図をもった行為であり、被害者との和解を拒む行為であるため、一連一体の不道徳的行為であるとして申し立てる。被申立人の行為は著しい不道徳的行為であるだけでなく、聖職按手の約束に反する背信行為であるとして、被申立人の終身停職を求める。

(6) 証拠方法

奈良地方裁判所（葛城支部）、大阪高等裁判所に提出された準備書面、判決文、書証

奈良地方裁判所（葛城支部）、大阪高等裁判所において述べられた、当事者及び関係者の陳述

京都教区第101定期教区会常置委員会報告

武藤六治主教の書簡

当事者の尋問

以上